

平成 24 年度第 4 回愛知県環境審議会廃棄物部会会議録

1 日時

平成 24 年 2 月 22 日（水）午前 9 時 55 分から 11 時 15 分まで

2 場所

愛知県西庁舎 2 階 第 11 会議室

3 出席者

委員 4 名、専門委員 1 名

説明のために出席した者 19 名

4 会議の概要

(1) 開会

定足数を満たしていることを確認

(2) あいさつ

岡田資源循環推進監

中村部会長

(3) 議事

ア 傍聴人について

事務局から中村部会長に傍聴人が 1 名であることが報告された。

イ 会議録の署名について

会議録の署名として、山岸委員及び永瀬委員が指名された。

ウ 議題

(ア) 愛知県廃棄物処理計画（案）について

a) 計画案に対する市町村からの意見及びその対応（案）について

b) 「愛知県廃棄物処理計画（平成 24 年度～28 年度）（案）に対する意見の募集結果について

c) 廃棄物処理計画（案）の修正について

d) 廃棄物部会報告について

(イ) その他

今後の予定について

事務局から資料説明をし、別紙のとおり質疑応答が行われた。

5 閉会

<質疑応答>

1 議題(ア) 愛知県廃棄物処理計画（案）について

【中村部会長】

パブリックコメントで意見を提出した方に個別に対応できないと思うが、県は意見を提出した方にどう対応するのか。

【事務局】

愛知県廃棄物処理計画の策定にあわせて、各意見に対する県の考え方についてホームページ上でお示しする。環境審議会から答申をいただいた後にホームページ上で公表する。

【中村部会長】

資料2『愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）』（案）に対する意見の募集結果について」をみると、県外からも意見が寄せられている。県外の方はどんな意見を出されているのか。

というのは、ホームページで意見募集しているので、全国どこからでも意見を出すことができる。東日本大震災で発生したごれき処理の受け入れについての意見が多く、被災された方からの意見もあったのかと思うからである。

【事務局】

県外の方からは、3番の産業廃棄物税に関する意見と9番のレジ袋に関する意見をいただいている。この背景として、資料2の1枚目をみていただくと大学院生8名から意見をいただいていることがわかるが、これは同じ大学院からで、研究室のテーマで愛知県廃棄物処理計画が取り上げられたことによるようだ。

【中村部会長】

パブリックコメントの県の対応であるが、県の考え方について説明をしているが具体的に計画に反映することはできないのか。計画本体に記載できることがあると思う。例えば、資料2の4ページ、14番では、ホームページの案内があるが、このホームページの案内について計画本文の中に記載することができるのではないのか。

資料3「計画案（パブリックコメント時）からの主な修正内容」をみると、ほとんど字句の修正である。パブリックコメントの意見に対して、もう少し応えても良

さそうなところが全般的に見受けられる。

【事務局】

県民の方や全国の方から寄せられた意見にどこまでお答えするかは難しい。この計画は、今後の本県における廃棄物対策の基本的な方向性を示すものであり、細かな意見を反映させるのは難しいので、提出された提案に対しては今後の検討や活動の参考にさせていただく。基本は廃棄物処理計画本体になるので、細かな対応についてはホームページで回答せざるを得ないと考えている。

【山岸委員】

パブリックコメントでは、東日本大震災に係るがれきの受け入れに対する意見が多い。資料4「愛知県廃棄物処理計画（平成24年～28年度）」（案）の1ページ策定の趣旨のところ、私の意見を踏まえ「平成23年3月に発生した東日本大震災は、大量に発生したがれきの処理の困難さや、エネルギー・資源の大切さを改めて見直す契機となった。」と記載されたものだが、62ページ（7）災害時における処理体制の構築では、「災害廃棄物の処理について、他県や関係機関との連携を強化し、広域的かつ効率的な協力体制の確立を図る。」とある。この記述について、資料2の4ページ、14番などの意見は、他県で発生したがれきの受け入れのことだと勘違いしている。従って、62ページの記述に「本県における災害時の処理体制の構築」のように「本県における」という言葉や「本県での災害発生時における」などの語句を加えたらいかがか。

【中村部会長】

「災害廃棄物の処理について、他県や関係機関との連携を強化し、広域的かつ効率的な協力体制の確立を図る。」とあり、「他県からがれきの受け入れる」と勘違いし、誤解を招くかもしれない。

【事務局】

この計画は、はじめからすべて「本県」の廃棄物の適正処理を図る計画であるので、この箇所に「本県の」と記載すると、この計画のすべてに「本県の」という言葉を記載しなければならない。この計画の前提が本県の廃棄物処理計画であるので、ここでも「本県の」という言葉は、記載しないことで御理解いただきたい。

【井村委員】

毎年度、この廃棄物部会において廃棄物処理計画やその実施状況などについて議

論しているが、自分で出した廃棄物は自分で処理することは前提条件であり、従前は問題にならなかった。本県の廃棄物処理計画であるため、62 ページのこの記述も、愛知県の災害廃棄物の処理であると理解するのが普通である。しかし、昨今の事情があり、62 ページだけをみるとこの前提がよくわからない。また、先日もテレビで環境大臣が東日本大震災のがれき処理が進まない、受け入れる自治体がないので困っているとコメントしていた。国として大きな難問を抱えているときに愛知県が何も触れないのはおかしいかもしれない。東北の災害がれきの受け入れは非常に難しい問題であるが、何か記述すべきだろうか。

【永瀬委員】

62 ページの記述は、「災害廃棄物の処理について、他県や関係機関との連携を強化し、広域的かつ効率的な協力体制の確立を図る。」とあり、一方的に依頼するというのではないと思う。他県に協力を依頼するのであれば、愛知県も依頼されたら、検討し協力する体制もあるのではないか。協力を依頼する以上、他県からの受け入れを拒むことはできないと思う。今の状況下で、具体的な記述をすることは難しい。全く触れてない訳ではなく、この表現で良いのではないか。

【中村部会長】

本計画は愛知県の計画であり、愛知県が被災した場合について記載していることはわかるが、「他県や関係機関との連携の強化」とあるので、他県に依頼するところは依頼し、県内で発生したのがれきをどうするか記述しても良いのではないか。

愛知県の防災局で東海・東南海地震に備えてマニュアルを作成している。資料2の14番の県の考え方の欄に、愛知県防災局で、「大規模な地震災害に対処するため「愛知県地域防災計画【地震災害対策計画】」を策定しており、その中で、災害時における廃棄物処理対策として、県や市町村が行う措置等について整理する」としており、ホームページの案内がある。廃棄物処理計画と愛知県地域防災計画の関係をここで述べれば、県内の処理体制については対応したことになる。地震災害での廃棄物対策について、愛知県が初めて検討しているように思われても困るので、丁寧に表現すれば良いと思う。

他県との協力体制や県内で発生した廃棄物を他県で受け入れるのかなどについて、現在、決まっていることはしっかり記載した方が良い。

【山岸委員】

協力は、当然相互で行わなければならないものである。こうした記述を読んで、14番以外の方、24番、25番の方からもがれきの受け入れに対する意見が寄せられ

ており、県民が不安に感じていると思う。長く廃棄物処理計画に携わった方には当然の前提でも、一般の方はわかりにくいので不安に感じているのだと思う。こうした不安を取り除くために、親切に対応すべきであると思う。協力体制の確立を図るのであれば、その際には、廃棄物の安全性に配慮するといった記述があった方が良いのではないか。その方が、不安が取り除かれ親切だと思う。

【事務局】

本文の中にどう書き込むかは難しい。現状では、中部圏の9県1市で災害防止協定を締結しており、協力しあうことになっている。県内では、いろいろな関係機関、例えば愛知県産業廃棄物協会、市町村などと連携を構築しているので今後はこの強化を図っていく。東北のがれきの受け入れは、安全性の確認の問題などがあるので、国に対して質問をしている段階であり、これ以上の記載は難しい状況である。

【事務局】

この計画では、愛知県が被災した場合を前提とした協力体制を記載している。他県が被災した場合に本県がどう協力するかは、被災した県が主体となって考え、決めていくものであり、廃棄物処理計画に記載することは難しい。

【山岸委員】

県民が不安を感じているので、その不安を払拭した方が良い。そのためには「安全性に配慮する」という記述があった方が良いと思う。

【永瀬委員】

廃棄物処理では、無害のものと有害のものをきちっと区別するなど、安全に処理することが前提となっている。この大前提を改めて記載する必要があるかは疑問である。ここでの「安全性」の記載は放射性物質のことを指すのだと思うが、今までもダイオキシンやPCBなど特別な廃棄物の処理についても、安全性に配慮している。

【山岸委員】

専門家の方にとっては大前提であり、ダイオキシンやPCBなどの廃棄物はもともと非常に危険なものであると思う。しかし、これだけ多くの方が不安に感じているのなら、不安を取り除くような親切的な記述を追加することに対してなぜ躊躇するのか。

【中村部会長】

廃棄物が全て危険なわけではない。危険な廃棄物は特別管理産業廃棄物として、きちんと処理している。こういったことが一般の人にわかっているのか。東日本大震災が起きて、より震災に対する関心が高まったのではないかと思う。

計画本文の中での表現は可能な限り記載されているとのことであるが、災害防止協定なり災害対策マニュアルとかあるので県民に情報として知らせる必要があるのではないか。注とか用語集の中に解説を入れて、県民の不安を取り除くような対応ができるのではないか。県の取組を記述して不安を感じている方を安心させることができるのではないか。

例えば、今朝の朝日新聞で「沖縄の子どもに雪を見せるため、毎年青森県から雪を取り寄せている。今年は放射能汚染の恐れがあるので中止となった。放射能汚染の恐れのある地域から沖縄に避難してきた住民からの反対によるものである。」との記事が掲載されていた。センシティブに受け止める方もいる。東日本の災害廃棄物の受け入れの方針は、愛知県議会なり知事が検討、決定すべきことで、この計画で踏み込んだ表現はできない。

【井村委員】

今回のことはこれまでの計画づくりの前提となった事態と全く違う事態である。今回の計画は従来の延長で策定しているものだし、資料4の1ページの「計画策定の趣旨」には、そういった前提条件が記載されているので良いと思う。新たな問題については、大きな方針が決まっていなのに「安全性に配慮する」と記述すると逆に不安を与え、混乱するのではないか。第1章の「計画の策定」で前提条件を明らかにしているので62ページの本文に記載しない方が良いと思う。部会長が言われるように、東日本の災害廃棄物の受け入れの方針は、愛知県議会なり知事が検討、決定すべきことで、この計画で触れることはできないと思う。

【中村部会長】

この対応については、事務局と相談して、決めたいと思う。

【事務局】

今の御意見を踏まえて、部会長と相談させていただきたい。

【中村部会長】

この計画の中で東日本大震災の災害廃棄物の受け入れについて記述できないが、一方で着々と県内の震災対応のマニュアルづくりができていく。そういうことも過

不足なく県民に伝わるような記載をするよう事務局と相談する。

【安田専門委員】

パブリックコメントではいろいろな意見がでていますが、意見に対して県の答え方は説明不足のところもある。また、提出された意見に対して用語集でもよいし、ホームページの案内でも良いのでできるだけ計画に反映するよう対応すべきではないか。

【中村部会長】

他に意見がないようであれば、「廃棄物部会報告について」とりまとめたと思う。事務局から部会報告案文を各委員に配布していただきたい。

— 部会報告案分の配布 —

計画案については、本日の御意見を踏まえ、部会長一任で事務局と調整させていただきたいが、どうか。

【各委員】

異議なし

【中村部会長】

異議がないようなので、計画案をただいまのとおりとし、部会報告とする。廃棄物処理計画の策定については、平成22年11月18日に環境審議会会長から当部会に付託を受けているので、次回の環境審議会において、当部会での取りまとめ結果を私から報告する。

これ以外に何か意見があるか。

【山岸委員】

計画案とは別件であるが、パブリックコメントへの対応について、資料2の2ページ5番では、手段から目標を設定すべきであるという意見である。この意見に対して、県の対応は目標の設定の考え方を説明しており、この意見に対して回答していないように思う。

【中村部会長】

手段（施策）から目標を設定するという手法は難しいと思うが、そういう形で回

答していない。パブリックコメントの意見については、この計画が答申をいただいてからホームページで公表するという事なので、計画の趣旨を変えることはないが、文言については検討したい。

【山岸委員】

パブリックコメントで一生懸命に意見を提出された方には親切に対応した方がよい。

また、資料2の1ページの3番の「県の考え方」で「なお、課税水準については、検討に当たって実施したアンケートの結果から、(以下略)」の記述であるが、検討したのは当部会でなく、愛知県産業廃棄物税検討会議であるので、誤解のないように記載すべきではないか。

【中村部会長】

言葉については、検討する。例えば、ホームページの案内についても計画の本文中に入れることができるのなら入れていただきたい。

【事務局】

愛知県産業廃棄物税検討会議はまさに山岸委員に関わっていただけた会議である。

【中村部会長】

私も廃棄物部会長として東海・東南海地震に備えた「震災マニュアルづくり」の検討会の検討委員であった。大半の方はマニュアルがあることさえ知らない。検討がなされていることも知らない人が多い中、多くの方に知っていただくような計画にしたい。

2 議題(イ) その他

【事務局】

今後の予定として3月23日午後1時30分から、愛知県議会議事堂5階大会議室において、愛知県環境審議会が開催され、本日、取りまとめていただいた部会報告をご審議していただく。

【中村部会長】

5年前に廃棄物処理計画を策定する際には、かなり紛糾した。処理しなければな

らないごみの一人当たりの量の目標の720gについて何回も議論、検討した。今回の策定は、前回の議論も踏まえ順調に計画策定できたと思う。

また、この新たな廃棄物処理計画の進捗状況については、資料2の2ページ、6番の県の考え方によると県の環境白書やホームページにより公表するとともに、この部会でも報告することとなっているが、しっかり報告していただきたい。